資料

令和４年第１回定例市議会追加議案

条例新旧対照表

（３月２５日提出）

議案第２３号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第１条関係）……………………………………………………………………1

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第２条関係）…………………………………………………………2

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第３条関係）……………………………………………………………………3

議案第２３号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和３４年藤井寺市条例第２１号）　新旧対照表
（第１条関係）

改正後	改正前
（期末手当） 第２４条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」とする。 ４～６　（略）	（期末手当） 第２４条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４～６　（略）

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年藤井寺市条例第１５号）　新旧対照表

（第２条関係）

改正後	改正前
（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等） 第８条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条、第１５条の２、第２３条の２、第２４条第２項及び第２６条の規定の適用については、給与条例第２条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第１５条の２第１項中「この条例の適用を受ける職員（第２８条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第２項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第２３条の２中「第１３条第１項に規定する職にある職員（第２０条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第２４条第２項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６２．５」と、給与条例第２６条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等） 第８条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条、第１５条の２、第２３条の２、第２４条第２項及び第２６条の規定の適用については、給与条例第２条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第１５条の２第１項中「この条例の適用を受ける職員（第２８条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第２項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第２３条の２中「第１３条第１項に規定する職にある職員（第２０条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第２４条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１６７．５」と、給与条例第２６条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和３４年藤井寺市条例第１８号）　新旧対照表
（第３条関係）

改正後	改正前
第３条　（略） ２・３　（略） ４　職員に支給する期末手当の額は、６月１日又は１２月１日（以下「基準日」という。）現在（基準日前１箇月以内に退職又は死亡した場合においては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の１８７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和３４年藤井寺市条例第２１号）第２４条第２項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ５　（略）	第３条　（略） ２・３　（略） ４　職員に支給する期末手当の額は、６月１日又は１２月１日（以下「基準日」という。）現在（基準日前１箇月以内に退職又は死亡した場合においては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の１９５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和３４年藤井寺市条例第２１号）第２４条第２項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ５　（略）